



様式第8号（第20条関係）

許可一廃第5-16号

許 可 証

住 所 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚 38 番 1

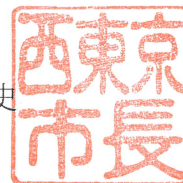
氏 名 株式会社グリーンエクスプレス

代表取締役 今泉 紗季

令和5年7月1日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第25条の規定により、下記のとおり許可する。

令和5年8月15日

西東京市長 池澤 隆史



記

- | | | |
|---|----------------|--|
| 1 | 取り扱う一般廃棄物の種類 | 一般廃棄物（木くず） |
| 2 | 収集若しくは運搬又は処分の別 | 収集・運搬 |
| 3 | 作業場所（収集先） | 西東京市域内 |
| 4 | 運搬先及び処分先 | 群馬県邑楽郡邑楽町内
株式会社グリーンマテリアル |
| 5 | 許可期間 | 令和5年8月15日から
令和7年8月14日まで |
| 6 | 条件 | 西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する
条例並びに関係法令を遵守すること。 |